

## <アスベストQ&A集>

### G その他問合せに関すること【相談関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
G-5	一般の住宅にもアスベストは使われていますか。 (令和3年4月1日更新)	

#### 【答】

店舗併用住宅等、鉄骨や鉄筋住宅では、昭和30年頃から50年頃までに建設された建物を主に、H鋼やコンクリートの表面に吹付けアスベストが使用されている場合があります。

また、その他の住宅においても、住宅屋根用化粧スレートなどのほか、建築物の外装であるサイディング、外壁や間仕切壁等の押出成型セメント板が最近まで使われたりしています（平成16年10月製造等禁止）。これらは、飛散のおそれの少ないアスベスト成形板と呼ばれるもので、直ちに危険ということはありません。

しかし、平成18年9月以前に施工された住宅のリフォーム等に伴い、アスベストが使用された建材を除去する際は、切断、破砕等することなくそのまま取り外すこととされており、それが困難な場合は水等により湿潤化する必要があります。

外壁等にアスベストが使用されているか否かをその外観のみで判断することは困難であり、アスベストが使用されている建材であることを知らずにリフォームを行うことは、アスベストを飛散させるおそれがあるため、いわゆる日曜大工などで、むやみに切断等を行うことは避けてください。

参考 東京都アスベストQ&A

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/faq/air/asbestos/index.html>